

中部ロードテック株式会社は、コンプライアンスの基準として、この社員行動基準を制定し、全社員自らの行動または会社のためにする行動において、これを遵守します。

社員行動基準

1. 基本的な姿勢

私たちは、企業としての社会的責任を強く自覚し、高度な倫理観で自らを厳しく律します。事業活動においては、憲法を尊重し、民法、商法、刑法、独占禁止法、税法、道路交通法等の一般法令、事業関係令および企業倫理を遵守します。

2. 公正かつ自由の競争

私たちは、事業活動において、独占禁止法、公正競争規約、不正競争防止法、などを遵守し、会社として、市場において公正かつ自由な競争を行います。

3. 定款、社内規定などの遵守

私たちは、法令および企業倫理の遵守はもとより、この行動基準や、当社において適正な手続を経て定められた定款、社内標準類（規則、規程、マニュアル等）を理解し、これらを遵守します。

4. 交通安全について

ISO 39001に基づき「道路交通安全マネジメントシステム」(RTSシステム)を定め、RTS管理規定の定めに従い会社全体と全社員が交通安全に取り組んでいます。一人ひとりが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう努めます。

① 交通ルールへの遵守

私たちは、交通ルールを遵守して、事故を起こさないように努めます。シートベルトは必ず着用し、スピードは控えめを心掛けます。私たちは、飲酒運転、酒気帯び運転は絶対しません。

② 交通マナーの向上

私たちは、自動車を運転するにあたっては、譲り合いや、子供、老人などの交通弱者に対する事故防止に努め、思いやりのある優しい運転を心掛けます。

③ 交通事故の処置について

私たちは、交通事故に遭遇した場合、直ちに負傷者を助け、救急車の出動要請および警察への連絡を行うとともに、保険会社・会社等に速やかに報告します。特に加害者の立場になったときには、警察の事情聴取に素直に応じるとともに、保険会社等と十分に相談して、誠意をもって被害者への補償にあたります。

5. 適正な帳簿・会計記録、経理・税関係法令の遵守

私たちは、会社会計において、当社の取引を一般的に公正・妥当と認められる会計原則および会計慣行に則り、帳簿および会計記録として正確に記載します。また商法、金融商品取引法、企業会計原則その他の経理関係法令を遵守します。私たちは、事業活動において、税法を常に意識し、これを遵守します。その他ステークホルダーの信頼を損なう、各種記録・文書の偽造などはいりません。

6. 取締役の競業取引および利益相反取引の制限

取締役は、商法に定められた競業取引および利益相反取引の制限に関する規定を遵守します。

7. 契約および文書管理について

私たちは、契約書等の文書（電子媒体に保存されるものを含む）への署名（電子署名を含む）または社用印章の押印の請求において、署名・押印を偽造しません。

私たちは、文書を適切に作成・取扱い・保存・廃棄します。

社員のプライベートな行為における行動基準

① 政治活動への参加

投票等で政治に参加することは、国民としての業務ですから、私たちはこれに積極的に参加します。ただし、政治活動への参加により業務に影響が出る場合は、所属長等の事前承認を得てから行います。私たちは、政治的な問題について意見を述べる場合は、個人としての意見であることを明らかにします。

② 宗教活動について

宗教活動は、私的行為であり個人の自由ですが、私たちは、自らの行為が会社の業務に支障をきたすことのないよう十分に注意を払って行動します。

③ 消費行動は慎重に

私たちは、消費者金融やクレジットでのトラブルに巻き込まれないようにするため、正しい知識の習得に努めます。私たちは、これからを利用する場合には、家族とも相談のうえ、計画的に利用します。万一、返済計画に支障をきたした場合やトラブルに巻き込まれそうな場合は、直ちに家族、弁護士等に相談します。私たちは、マルチ商法など悪徳商法についての正しい知識をもち、その被害に遭わないようにします。また、知人からこれらの商品購入を頼まれたときは、本人のためにも断固として断ります。万一、被害にあった場合や不安が生じた場合は、家族、弁護士、消費者センター等に相談します。